

## Ⅱ 工場排水・生活排水等について

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
工場排水 事業所排水 生活排水	工場または事業所	水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法 下水道法	排水基準を定める省令

工場や事業所から排出される排水については、排水基準値が定められています。

公共用水域に排出する場合は水質汚濁防止法(排水基準には「有害物質に係る排水基準」と「生活環境項目に係る排水基準」があります)、下水道に排出する場合は下水道法の適用を受けます。

### 有害物質に係る排水基準

項目	基準値	備考
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下	<p>①「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法に基づき排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>②砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。</p> <p>③ほう素及びその化合物とふっ素及びその化合物については、海域以外の公共用水域に排出される場合に適用される排水基準値を掲載(海域に排出の場合、ほう素230mg/l、ふっ素15mg/l以下)</p>
シアン化合物*	1mg/l以下	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/l以下	
鉛及びその化合物*	0.1mg/l以下	
六価クロム化合物*	0.5mg/l以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/l以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル*	0.003mg/l以下	
トリクロロエチレン*	0.3mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	
ジクロロメタン*	0.2mg/l以下	
四塩化炭素*	0.02mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン*	0.04mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下	
チウラム*	0.06mg/l以下	
シマジン*	0.03mg/l以下	
チオベンカルブ*	0.2mg/l以下	
ベンゼン*	0.1mg/l以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	
ほう素及びその化合物	10mg/l以下	
ふっ素及びその化合物	8mg/l以下	
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l以下	

## 生活環境項目に係る排水基準

項目	基準値	備考
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	
生物学的酸素要求量(BOD)	160mg/l以下 (日間平均120mg/l以下)	<p>①「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>②この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場または事業場に係る排水について適用する。</p>
化学的酸素要求量(COD)	160mg/l以下 (日間平均120mg/l以下)	
浮遊物質(SS)	200mg/l以下 (日間平均150mg/l以下)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/l以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l以下	
フェノール類含有量	5mg/l以下	
銅含有量	3mg/l以下	
亜鉛含有量	2mg/l以下	
溶解性鉄含有量	10mg/l以下	
溶解性マンガン含有量	10mg/l以下	
クロム含有量	2mg/l以下	
大腸菌群数	日間平均3000個/cm <sup>3</sup> 以下	
窒素含有量	120mg/l以下 (日間平均60mg/l以下)	
リン含有量	16mg/l以下 (日間平均8mg/l以下)	

## 下水道法による排出基準

対象者▶		特定事業場		非特定事業場	
		50m <sup>3</sup> /日以上 許容限度	50m <sup>3</sup> /日未満 許容限度	50m <sup>3</sup> /日以上 許容限度	50m <sup>3</sup> /日未満 許容限度
物質または項目					
生活環境項目	温度・	45	—	45	—
	水素イオン濃度(pH)	5~9	5~11	5~9	5~11
	生物学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
	全窒素(窒素含有量)	—	—	—	—
	全りん(りん含有量)	—	—	—	—
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	シアン化合物	1	1	1	1
	有機りん化合物	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン・	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム・	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン・	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ・	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン・	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	※10(230)	※10(230)	※10(230)	※10(230)
	ふっ素及びその化合物	※8(15)	※8(15)	※8(15)	※8(15)
	ダイオキシン類・	10	10	10	10
	アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—

備考 ①単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg/l、その他はmg/lです。

②赤字:基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます。

③それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除外施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。

※は河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、

( )内は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
浄化槽排水	浄化槽管理会社	浄化槽法	排水基準を定める省令

すべての浄化槽には、定期的な保守点検及び清掃とは別に年1回の法定検査を受けることが義務づけられています。また、新たに浄化槽を設置した時は、使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月の間に『設置後の水質検査』を受けなければならないことになっています。

## 浄化槽からの放流水の水質基準

項目		
BOD	基準値	20mg/l以下
	除去率	除去率90%以上

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
ゴルフ場の排水水 ゴルフ場内の井戸水	ゴルフ場	環境庁	ゴルフ場で使用される農薬による 水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図ることを目的とするもので、  
散布時期や天候に応じて適切に測定を行う必要があります。

## ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

項目	指針値 (mg/l)	項目	指針値 (mg/l)		
殺虫剤	アセフェート	0.8	除草剤	アシュラム	2
	イソキサチオン	0.08		ジチオピル	0.08
	イソフェンホス	0.01		シデュロン	3
	エトフェンプロックス	0.8		シマジン (GAT)	0.03
	クロルピリホス	0.04		テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	ダイアジノン	0.05		トリクロピル	0.06
	チオジカルブ	0.8		ナプロパミド	0.3
	トリクロロホン (DEP)	0.3		ハロスルフロメチル	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02		ピリブチカルブ	0.2
	フェニトロチオン (MEP)	0.03		ブタミホス	0.04
殺菌剤	アゾキシストロビン	5		フラザスルフロメチル	0.3
	イソプロチオラン	0.4		プロピザミド	0.08
	イプロジオン	3		ベンズリド (SAP)	1
	イミノクタジン酢酸塩	0.06		ペンディメタリン	0.5
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8	
	オキシシン銅	0.4	メコプロック (MCPP)	0.05	
	キャプタン	3	メチルダイムロン	0.3	
	クロロタロニル (TPN)	0.4	アミプロホスメチル	—	
	クロロネブ	0.5			
	チウラム	0.06			
	トルクロホスメチル	0.8			
	フルトラニル	2			
	プロピコナゾール	0.5			
	ペンシクロン	0.4			
	ホセチル	23			
	ポリカーバメート	0.3			
	メタラキシル	0.5			
	メプロニル	1			